

生活道路における自動車の法定速度が



60
km/h

から

30
km/h

に引き下げられます!

9月1日から、改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。交通ルールを改めて確認し、安全運転を心がけましょう。

問 大分県警察本部交通部交通規制課 ☎536-2131(代表)
生活安全・男女共同参画課 ☎578-7541

生活道路って?

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、**中央線などがない比較的狭い道路**のことです。



以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです

- 1 道路標識又は道路標示による**中央線**又は**車両通行帯**が設けられている一般道路



- 2 道路の**構造上**又は**柵その他の工作物**により自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路

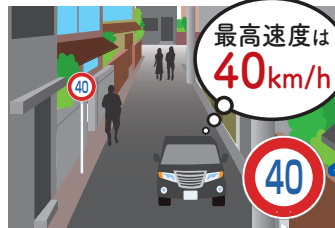


- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（例えば料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当）

- 4 **自動車専用道路**



従前どおり、道路標識などによる指定がある場合には、その速度に従ってください。



最高速度は
40km/h
中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合、最高速度は**40km/h**となります。



最高速度は
50km/h
中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は**50km/h**となります。

道路やまちなみに関する市からのお知らせ

市道名称の確認に「おいたマップ」をご利用ください

市のおいたマップ（掲載マップ一覧から「道路情報・開発行為区域」を選択）で市道のおおよその位置と路線名の情報を提供しています。

問 土木管理課 ☎574-6224

穴ぼこ110番

道路の穴ぼこや点字ブロックの損傷などを見つけたら、連絡をお願いします。

- 市道…道路維持課（☎537-5769）
- 国道〈10号、210号宮崎交差点～大分市境〉…国土交通省大分維持出張所（☎543-2030）、道路緊急ダイヤル（☎#9910）
- 県道、上記以外の国道…県大分土木事務所（☎558-2141）

屋外広告物の安全点検をしましょう

看板など屋外広告物の落下や倒壊により重大な人身事故につながる恐れがあります。広告物の所有者・管理者の人は、一度、安全点検をお願いします。

問 まちなみ企画課 ☎537-5968

暮らしの情報



時日時・期間 場所 内容 講師 対象 定員 料金
持ち物 申込み その他 問い合わせ ホームページ

記事の詳細や申込方法など詳しくは、市HPをご覧になるか、各担当課へお問い合わせください。

子育て Parenting

親子フッキング教室

時10月24日、11月21日、12月12日（土曜日・全3回） 午前10時～午後2時
場野津原公民館
因「やってみたい!」を大切にしたい献立です。
対末就学児（4歳以上）と父母または祖父母
定10組（1組2人、先着順）
料1組1回につき700円（材料費）
申・問電話で、9月1日（火）から多世代交流プラザ（☎588-1151）へ。



ハッピーファミリー応援教室

無料

- ①プレママ・プレパパスクール
因講話、沐浴実習、助産師への相談など
対初妊婦とその夫
- ②親子スキンシップ教室
因ベビーマッサージ、参加者同士の交流、助産師への相談など
対生後3～7カ月児とその父母（どちらかでも）
- ③孫育て応援教室
因昔と今の子育ての違いなど
対祖父母世代の人、子育てに関心のある人



時・場①9月16日（水） 植田市民行政センター 会議室1
①②10月10日（土） 植田市民行政センター（①会議室1
②多目的ルーム） ※時間はいずれも午後1時～4時10分（2部制） ③10月3日（土） 鶴崎市民行政センター 会議室1 午後1時～3時
定①各12組 ②各16組 ③25人 ※いずれも先着順
申・問電話で、9月1日（火）午前10時から県助産師会（☎594-5938）へ。

ひとり親家庭支援プラザ無料講座

- ①日商簿記3級資格取得講座
時10月23日～12月25日（金曜日、全10回）
午後1時～4時
- ②医療事務資格取得支援講座
時11月14日～9年1月31日（土・日曜日、全14回）
午前9時～午後4時
対ひとり親家庭の父・母 ※所得制限あり
定各12人（先着順）
料テキスト代のみ実費負担
他12カ月～5歳児の無料託児あり（要予約）
申・場・問ひとり親家庭支援プラザ
（J:COM ホルトホール大分3階
☎576-8882）窓口にて受け付けます
〈9月1日（火）から〉。



母子家庭等就業・自立支援センターをご利用ください

専門の支援員が就労相談や職業紹介を行います。
時月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後6時
※月曜日は午後5時まで
対ひとり親家庭の父・母
場・問母子家庭等就業・自立支援センター（県総合社会福祉会館3階〈大津町二丁目〉 ☎552-3313）

こども誰でも通園制度をご利用ください

こども誰でも通園制度は、すべてのこどもの健やかな成長を応援するための制度です。保護者の就労状況などにかかわらず、保育施設を月に一定時間利用できます。※認可保育施設での一時預かりと併用できます。
因こども1人の利用時間：一月当たり上限10時間（1回当たり最低1時間から利用可）
対0歳6カ月から満3歳未満（3歳の誕生日前々日まで）で保育施設などに在籍していないこども



他・問事前登録が必要です。利用料金や利用できる施設など詳しくは、子ども入園課（☎537-5794）へ。



こどもの一時預かりをご利用ください

保護者が仕事や病気、冠婚葬祭などの理由でこどもを預けられないときに、一時的にお預かりします（事前登録が必要です）。
◎病児保育（病院での一時預かり）
対入院の必要がない病気の小学6年生までの児童
時月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
（祝日・年末年始・各病院の休診日を除く）
◎認可保育施設での一時預かり
対1歳以上で保育所などに通っていない児童
時月～金曜日（祝日を除く）の保育施設の開所日
他・問利用料金や利用できる施設・病院など詳しくは、子ども入園課（☎585-5437）へ。

